

DV避難者等への定額給付金給付
市町村独自事業に関する調査
報告書



2010年2月25日

兵庫県芦屋市議会議員 中島かおり
兵庫県川西市議会議員 小西佑佳子

政府は平成20年度事業として定額給付金と子育て応援特別手当給付を定めた。国会での議論の当初から、住民登録の住所に居住していない人、特にDV(配偶者等からの暴力)で避難している人へは給付できない設計になっていることが指摘されてきた。私たちも、DV避難者が給付できるよう要望書を当時の鳩山邦夫総務大臣に届けた。(添付資料参照)総務省は地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用例としてDV被害者への給付を推奨した。多くの市町村では、行政内部の問題意識や議会からの働きかけ、当事者からの相談などをうけて、市町村の独自事業として相当額の給付を実施した。

住民登録と異なる住所に住んでいるのは、DV避難者に限ったことではない。無戸籍者、児童施設や高齢者施設入所者、ホームレスなどの人々も国の制度のままでは給付金を受給できない。しかし、特にDV被害者への受給を勧めたのはDV避難者は生活実態があること、住民登録と異なる住所に住んでいることは暴力を避けるためであり本人の責任ではないこと、DV防止法により自治体は被害者の自立を支援するよう定められていることなどが、特に救援の必要性が認められた要因であろう。

何人ぐらいのDV避難者が受給できたか、などの独自事業の実態と成果について、おおかたの事業が終了したこの時点で調査し、まとめようと思う。一地方議員ができる調査にはおのずと限界があり、調査対象もごくわずかではあるが、およその問題点は抽出できるであろう。

この先給付が予定される子ども手当でも、今回と同様の問題が発生することが予想される。定額給付金は単発だったが、こども手当ではかなりの金額を継続して支給されるので、受給できない人の逸失利益は大きい。そのような不合理不公平を軽減するため、施策づくりの参考にできるよう、調査をまとめるものである。

なお、この文書における記述の責任は筆者に帰する。

この文書では定額給付金と子育て応援特別手当を「給付金」、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を「臨時交付金」と記述する。

調査方法

筆者が調査項目を設定して調査票(添付資料参照)を作成し、知己の地方議員に呼びかけて調査に協力依頼した。また、近隣の市役所などに電話で聞き取り調査をした。

年度末を控えた多忙な時期に、調査に協力してくれた皆さんに感謝する。

調査期間

2010年1月24日～2月23日

対象自治体

協力を得た議員の自治体と、聞き取り調査により実施がわかった自治体について、調査結果を記録した。千葉県の1市、京都府の3市、大阪府の11市、奈良県の1市、兵庫県の10市2町、計26市2町である。(次頁に概略図)

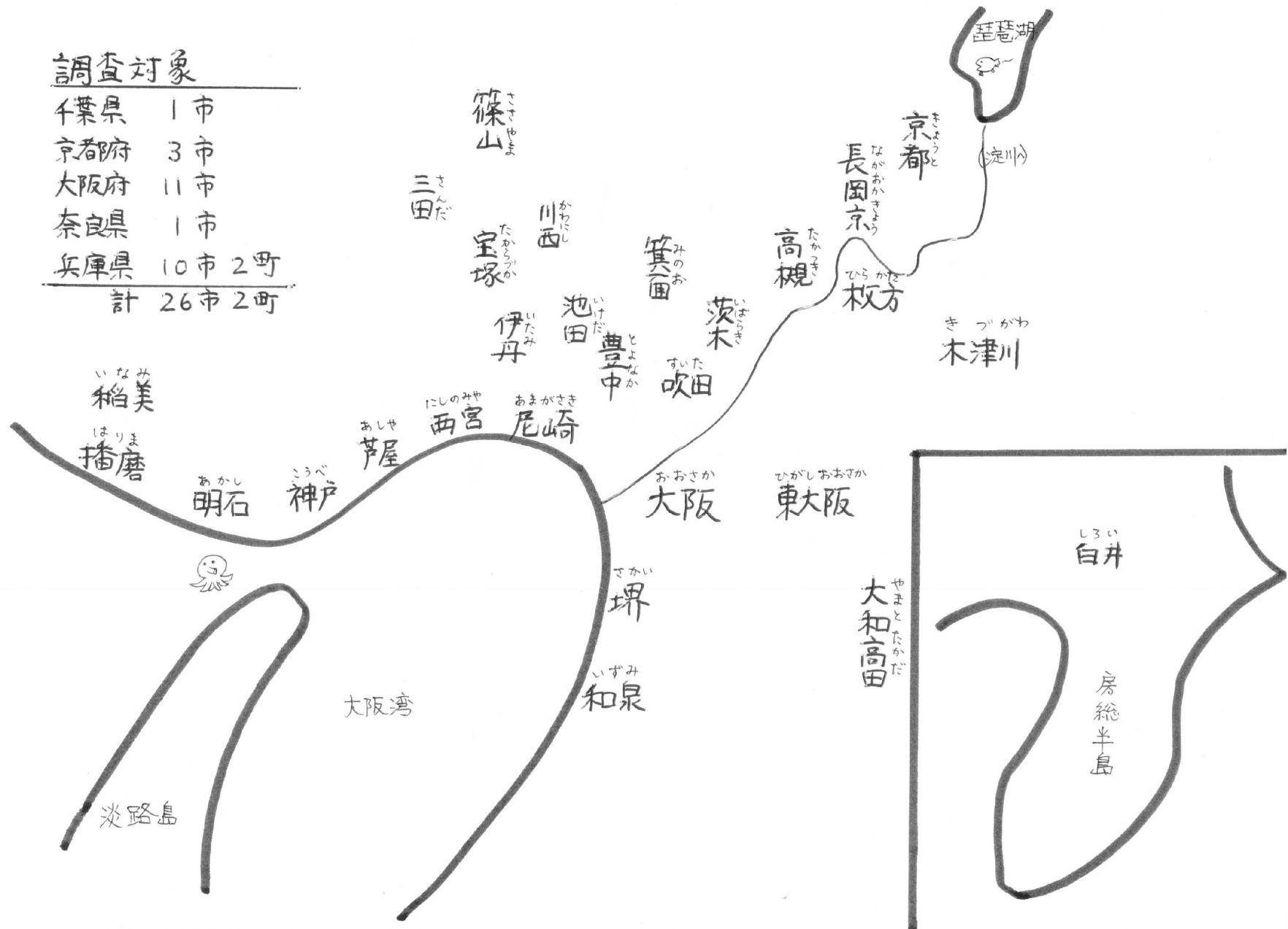
調査実施者

中島かおり (兵庫県芦屋市議会議員)

小西佑佳子 (兵庫県川西市議会議員)

調査対象

千葉県	1市
京都府	3市
大阪府	11市
奈良県	1市
兵庫県	10市 2町
計	26市 2町



自治体	人口 万人	事業名称	予算額 (千円)	財源	調査協力者あるいは備考
担当課	市外 登録	手続き 期間	受給者数 おとな 子ども 高齢者	計	執行額 (千円)
*千葉県					
白井市	6	6 白井市DV被害者生活支援手当	300	臨時交付金	柴田圭子議員
企画政策課	可	6月15日～10月20日	1	1 2 0	32
*京都府					
京都市	146	5 京都市配偶者からの暴力被害者支援給付金給付事業	8,000	臨時交付金	一般財源(予備費)で事業開始、 後に臨時交付金に切り替え
男女共同参画課	可※	5月17日～10月15日	20	47 67 8	1,452
木津川市	6	9 木津川市配偶者からの暴力被害者等生活支援給付金給付事業	340	一般財源	呉羽真弓議員
生活環境部人権推進課	不可	11月2日～翌1月29日	1	1 2	32
長岡京市	7	9 長岡京市配偶者からの暴力被害者等生活支援給付金給付事業	特に定めず	一般財源(予備費)	尾崎百合子議員
企画部政策推進課、女性交流支援センター	可	7月1日～10月1日	2	1 3 0	44
*大阪府					
大阪市	251	4 大阪市定額給付金等相当額支給事業	28,000	臨時交付金	同じ事業で、児童施設入所児童、高齢 者施設入所高齢者も一定の条件の もとで支給、受給人数はDV関係のみ
男女共同参画課	不可	8月3日～11月30日	-	- 94	1,796
高槻市	35	9 高槻市DV被害者生活支援給付金	2,280	臨時交付金	二木洋子議員
男女共同参画課	可	8月1日～11月30日	7	7 14 0	224
茨木市	27	3 茨木市ハート応援金給付事業	1,260	臨時交付金	
男女共同参画課	可	9月1日～11月30日	4	8 12 2	280
吹田市	35	2 吹田市DV被害者生活支援給付金	2,164	臨時交付金	中本みち子議員
自治人権部男女共同参画室	可	8月3日～10月30日	6	14 20 0	352
箕面市	12	8 ささゆり応援手当給付事業	760	一般財源	森岡秀幸議員
男女協働参画課	可	7月1日～10月15日	7	10 17 1	320
池田市	10	4 池田市DV被害者定額給付金等相当額給付事業	563	臨時交付金	
人権推進課男女共同参画担当	可	10月1日～12月28日	1	3 4 0	72
豊中市	38	9 豊中市DV被害者臨時生活支援金	2,000	臨時交付金	
DV被害者臨時生活支援金担当	可※	8月3日～10月30日	28	25 53 1	888
和泉市	18	和泉市配偶者からの暴力被害者支援給付金	372	一般財源	小林昌子議員
男女共同参画課	可	8月3日～11月2日	5	8 13 1	256

※・・・住民登録が市内で、市外へ避難している人も対象

自治体	人口 万人	事業名称	予算額(千円) 財源					調査協力者あるいは備考
担当課	市外 登録	手続き 期間	おとな	子ども 高齢者	受給者数 計	特別手当 支給人数	執行額 (千円)	
堺市	83	4 堺市特別支援給付金	4,508		臨時交付金			同じ事業で、児童施設入所児童も一定の条件のもとで支給、受給者数はDV関係のみ
子ども家庭課	可※	8月17日～11月30日	-	-	約29			
枚方市	41	1 枚方市DV被害者等臨時給付金給付事業	900		臨時交付金			
定額給付金室(人権政策課)	可※	8月はじめ～10月14日	-	-	15件		344	
東大阪市	49	東大阪市DV被害者臨時生活支援金給付事業	2,000		臨時交付金			
男女共同参画課	可※	12月10日～翌3月10日	6	9	15	1	288	
*奈良県								
大和高田	7	1 大和高田市DV被害者等生活支援金	500		臨時交付金			平郡正啓議員
人権施策課	可	10月1日～翌3月29日	2	3	5	3	84	DV被害者およびその子が対象
*兵庫県								
神戸市	150	7 神戸市配偶者暴力被害者救済給付金給付事業	特に定めず		一般財源(予備費)			別事業で無国籍者救済給付金事業も実施
広聴課定額給付金担当	可	3月23日～9月24日	-	-	24件		1,072	
尼崎市	45	9 尼崎市配偶者からの暴力被害者支援給付金給付事業	692		一般財源			DV被害者と同居の子が対象
女性・消費生活課給付金担当	不可※	10月5日～11月30日	1	5	6	1	148	
西宮市	48	1 西宮市配偶者暴力被害者特別給付金事業	2,089		臨時交付金			よつや薫議員
児童・母子支援グループ	可	8月3日～11月2日	9	11	20	0	328	
芦屋市	9	3 芦屋市配偶者暴力被害者特別給付金支給事業	100		一般財源(扶助費)			中島かおり議員
定額給付金(DV担当)	可※	10月1日～12月28日	0	0	0	0	0	
川西市	16	1 川西市DV被害者等救済給付金事業	428		臨時交付金			小西佑佳子議員
参画協働・相談課	可※	9月1日～12月28日	1	3	4	0	72	
明石市	29	4 明石市DV被害者生活支援手当	2,000		臨時交付金			木下康子議員
児童福祉課	不可	7月15日～10月7日	5	8	13	2	292	
伊丹市	19	5 伊丹市DV被害者等支援臨時給付金	1,500		一般財源			
DV被害者等支援臨時給付金担当	可	10月1日～12月28日	5	6	11	0	180	
宝塚市	22	宝塚市配偶者暴力被害者臨時給付金	8,000		臨時交付金			
配偶者暴力被害者臨時給付金事業担当	可※	9月1日～11月30日	1	3	4	0	72	

※・・・住民登録が市内で、市外へ避難している人も対象

自治体	人口 万人	事業名称	予算額 (千円)	財源	調査協力者あるいは備考				
担当課			市外 登録	手続き期間	おとな	子ども と高齢者	受給者数 計	うち特別手当 支給人数	執行額 (千円)
三田市	11	4 三田市配偶者からの暴力被害者生活支援臨時給付金			特に定めず		一般財源		
		まちづくり協働センター男女共同参画担当	可※	7月15日～11月30日	3	3	6	1	132
篠山市	4	5 篠山市DV被害者支援特別給付金					168	一般財源	
		市民協働課	可※	8月3日～11月30日	0	0	0	0	0
播磨町	3	3 播磨町DV被害者等生活給付金給付事業					440	一般財源+臨時交付金	
		福祉グループ	可	9月1日～11月30日	0	0	0	0	0
稲美町	3	2 実施せず							

26市2町の合計 人口 1,141万8千人、受給者414人と39件、執行額876万円

受給者のおとな、子どもと高齢者の内訳が明らかな市では、おとな受給者115人、子どもと高齢者が176人で、その割合がおとな1に対して子どもと高齢者1.53である。
 そこで、39件の受給者をこの比で推定すれば、おとな39人に対し子ども60人となる。
 この計算結果を受給者合計に加算すると、414+99=513
 すなわち人口1,141万8千人に対しておよそ513人が受給できたと推定できる。
 人口1万人あたりの受給者数は0.45人となる。

※…住民登録が市内で、市外へ避難している人も対象

まとめ

この調査結果から抽出される課題は次のようにまとめられる。

- 受給できる人が自治体により異なる。対象や条件に差異がある。
- 市町村におけるDV避難者の実態把握が難しい。
- 必要な人に行政情報が届きにくい。
- 当事者の心情として、勇気を出して手続きにいくのが困難だったり、加害者へ避難先を知られることをおそれる。
- DVであることの証明が難しい。DV防止法以前に逃げた人は証明の方法がほとんどない。
- 市町村により差異が大きく、国民間の公平性を欠く。
- 加害者が過剰に受け取った給付金の返済を求められないことが不合理である。

この調査ではDV避難者について焦点をあてたが、国の設計した事業のままだでは給付されない人があること自体についてもっと議論されなければならない。

今回の市町村の独自事業は、国の政策設計では行き届かない点を一部DV避難者について補った。。国が太い血管を担ったとすれば、市町村は毛細血管で血をめぐらせた。市町村行政は最前線であり、住民の生活の様子を知っている。国の政策は市町村の経験や視点を取り入れ、フィードバックして補正していくべきである。給付金のような事業においてはこの先、上述の課題について検討し克服されなければならない。国と市町村の間で、計画、実施、評価、修正のサイクルを回すべく双方向コミュニケーションを行うべきである。さもなくば、「やりっ放し」の誹りを免れないし、市町村の現場においてはとまどいや混乱が繰り返される。

調査結果の分析

1. 事業実施の有無について

調査結果を見て明らかなように、市部では実施した自治体が多いが、町村では少ない。調査した中で実施した町では兵庫県播磨町だけである。しかしここでも事業は設計したものの受給者はいなかった。また、市で実施しなかったところは、市役所内で検討したが、定額給付金の申請期間が始まってもDV避難者関連の相談がなかったので、独自事業実施には至らなかった。しかし、もし後にDV避難者の相談があれば実施の用意があったとの事例があった。他にも、受給の相談があったが、居住条件などで該当しなかったので、事業自体も実施しなかった例などがある。

実態把握の困難さが事業実施の動機づけに悪影響

実態把握の難しさにはいくつもの関門がある。

当事者は自身の被害体験を話すこと自体に抵抗を感じる事が多く、あまり進んで語りたがらな

い。市役所の中では、男女共同参画や子育て支援、母子支援、学校関係などさまざまな分野で当事者の話を聞くことになるが、そこからDVの事例であると気づくには、職員にDVに関する知識と話を聞き出す技量が必要とされる。そこに第一の関門がある。そして、それを記録し情報共有できるかどうかは第二の関門となる。

このような難しさのために、行政内部でDV避難者が自市町に居住しているかどうか把握していない場合は、事業実施の動機づけが弱いと推察される。

2. 給付対象者について

DV避難者の他に無戸籍者(兵庫県神戸市、兵庫県川西市)、児童養護施設や乳児院などに親の同意なしに入所している児童(大阪市、堺市)や、措置入所している高齢者(大阪市)などへの給付を実施した自治体がある。公平性を尊重したためであろうし、また住民にそのような人がいるという実態を把握していることの表れである。

DV避難者については、被害者本人と同伴者を対象としている自治体が多い。同居またはは同伴者として子だけに限定している市が若干見受けられる。(奈良県大和高田市、兵庫県尼崎市)

そして、住民登録との関係を見ると自治体により様々である。居住地と住民登録が同一市内でなければいけない例(京都府木津川市、大阪府大阪市、兵庫県尼崎市、明石市)、市外へ避難していても元の市で受給できる例(京都府京都市、大阪府豊中市、堺市、枚方市、東大阪市、兵庫県尼崎市、芦屋市、川西市、宝塚市、三田市、篠山市)がある。

自治体によって給付対象者、条件が異なり、公平性を欠く

定額給付金という国の政策に準じて実施する事業であるが、このように市町村間で差異があると、国全体の住民として見ると公平性を欠いている。DV避難者にとってみれば、避難する市町により受けられる支援に格差があることになる。

3. 財源と予算について

臨時交付金を財源とした自治体が多かったが、一般財源では予備費、扶助費などを充てる自治体が数例あった。京都市では、一般財源で事業を開始し、後で臨時交付金に切り替えたという。

一般財源から予算を確保する自治体では、市税を使うからには納税者が納得することが必要なので、対象を市内に住民登録がある避難者に限ったと説明した例があった。

4. 執行額と受給者数について

概して予算額よりも執行額がはるかに少ない。

予算額に対する執行額の割合が高い自治体の上位5位は以下の通り。

- | | |
|------|-------|
| ①和泉市 | 68.8% |
| ②豊中市 | 44.4% |

③箕面市	42.1%
④枚方市	38.2%
⑤茨木市	22.2%

他は10%～20%がほとんどである。この要因は予算の立て方の難しさと、受給手続きをする当事者にとっての負担の大きさの両面がある。このことは事業は設定したが、受給実績がない自治体が数件あることから伺える。

予算を特に定めていなかった自治体が3例あった。いずれも財源を一般財源としている。受給人数が想定できないので特に定めなかったという。

臨時交付金を財源としたが、予算額はDV被害者の割合と人口で計算した例があった。

当事者にとって2段構えのハードル 事情を語る勇気と証明の困難さ

申請手続きはDV避難者にとってハードルが高く感じられる。ひとつは心情面だ。DVの事情を話したくない、勇気が出ない。また加害者に知られることを恐れる気持ちがある。申請の相談があり職員は手続きを勧めたが、「そっとしておいてほしい」「DVの事情は話したくない」というのが何例もあった。

そしてDVであることを裏付ける困難さがある。相談はあったが、受給には至らなかった例がいくつかあった。当事者にとっては2段構えのハードルなのである。

事例紹介 ハードルを低くしできるだけ多くの当事者に受給を

しかし2点目の要素は自治体によって対応に差がでるところでもある。そもそもが本体事業では対象にならない人をいわば救済しようとしている独自事業なので、なるべくハードルを低くしようと努力した自治体があった。職員の話をもとに3例を紹介する。

A) 裁判所の保護命令や警察の証明などを入手できる人は少ない。本人の申立の内容をたよりに市内他部署へ照会する。区役所内で行っている女性相談で記録や児童手当の申請の中でDVを受けた事情の説明をしたことがある、こどもの通う学校などで、現場の対応で苦労したなどの記録があれば、それをもって証明とする。加害者が収監されていたり、死亡していたりしてDVが解決していて、身の安全が確保できていれば申請しやすいが、そうでない場合は被害者が勇気を出して手続きを行うことはかなりの負担だ。市は支給にあたり全面的な支援をする態勢で臨んだ。

B) 保護命令や一時保護施設の入所証明、警察の証明などがあればよいが、公的証明を受けるのは難しい。公的施設での相談の記録をもとに証明とした。市の関係機関に相談していれば証明を出した。学校の転校などで教育委員会に相談していてDVの事情を話す。生活保護課での相談で原因がDVだったなどの事情を話す。救済支援するための事業なので、なるべくたくさんの人が受給できるようハードルを低くした。

C) 申請者の話から、配偶者暴力支援センターや警察で相談をしたことがあるとわかれば市役

所から相手機関へ照会する。一時保護施設にシェルターに入っていた人も可。ある申請者は公的機関へ相談に行ったことがなかった。警察が家に来たことがあるがDVでの処理をしなかった。心療内科で暴力にからくる症状の診断を受けたことがあり、この診断書をもってDVの証明とした。

当市では事務にあたる職員が、「DVとは」「気をつける点について」などDVに関する研修を受けて事業に臨んだ。

DV防止法以前の避難者は証明の手だてがない

しかし注意を喚起したいのは、上のような対応がとれるのも、DV防止法以降に避難した人に対してであることだ。DVは何も法施行後に始まったわけではなく、昔からあり、以前から暴力から逃れるために住民登録とは違う住所で暮らしている人がいる。事例A)の職員も語っているように、何年も経過しても、自分の生活圏の中に加害者が存在しないとはっきり確信がもてるようにならないと、住民票を移そうとはしない。このような人を行政がどう把握して、支援の手をさしのべるかが最も困難な課題でないだろうか。

人口1万人あたりの受給者数は全体で0.45人

人口1万人あたりで受給者の多かった自治体上位5位までは下のようなになる。

①豊中市	1.36人
②箕面市	1.33人
③和泉市	0.72人
④大和高田市	0.70人
⑤吹田市	0.57人

調査対象とした26市2町全体の人口と受給者数から類推すると、人口1万人あたりの受給者数は0.45人となった。

5. 手続き期間について

自治体によって様々である。期間が長いのは奈良県大和高田市で約半年で現在も継続中、京都府京都市では5ヶ月だ。期間が短いのは兵庫県尼崎市の約2ヶ月である。

前述の住民登録との関係とも合わせて、申請条件や手続き期間が自治体によりばらばらだ。混乱や誤解を招きやすい。

6. 広報、周知について

自治体ごとに内容が異なるので、必要な人に情報が的確に届くことが求められるが、実際にはこれが難しい。

独自に工夫するも、必要な人に情報を届けるのに課題

ほとんどの自治体で広報紙、ホームページでの広報を実施した。しかし避難している人のもとには広報紙が届きにくく、また広報紙やHPはあまり見ない傾向がある。後述する民間ステップハウス

からの聞き取りを参照してほしい。

他には、ケーブルテレビ(大阪府豊中市)、FMラジオ(大阪府大阪市)、民生委員への周知(大阪府大阪市)、ちらしを郵便局に置いてもらう(兵庫県川西市)、近隣市へも情報提供(京都府京都市、大阪府豊中市)、シェルターネットへの情報提供(京都府京都市)など、独自の工夫が見られる。ただ、申請者に情報入手の手段を尋ねていないので、どのメディアが効果があったかは不明である。

7. 二重受給の懸念と加害者の過剰受給

申請者が、すでに給付金を受けていないことを確認する手続きを設けた自治体が数例あった。二重受給防止のためである。

加害者が不在家族の分も受給する不合理

DV避難者のもとの住まいでは、多くの場合加害者である世帯主が不在の家族の分まで受給できることになる。新聞報道によると、DV夫が受給される見込みの定額給付金のうち、避難しているDV被害者とその子の分の4万4千円を仮差し押さえすることを家庭裁判所に申立て、大阪高裁でそれが認められたという事例があった。しかし同様の申立をさいたま地裁では却下している。裁判所の判断も一定していない。

暴力の責任を負うべき加害者が、世帯主として不在家族の分まで受給できる仕組み自体が不適切なのではないか。

8. 民間支援団体の関わりについて

兵庫県内の民間シェルターに聞き取りをした。特に申請の支援はしていないが、過去にシェルターを利用した人のうち、連絡先のわかる人に、シェルター所在市の独自事業のことを連絡したとのことであった。

大阪府内の民間ステップハウスに聞き取りをした。当時入所の人が3名いたが、該当者がいなかった。当事者にはなかなか情報が伝わらない。市の広報紙は手元に届かない。自治会に入っていないければ広報紙が届かない地区がある。当事者はHPはあまり見ない、と話してくれた。

添付資料

- ・調査票
- ・総務大臣への要望書

2010年 1月

市町議会議員の皆様

DV 避難者等への定額給付金 市町独自事業に関する調査にご協力ください

定額給付金と子育て応援特別手当の給付が平成21年度上半期に実施されました。しかし給付の条件は基準日(2009年2月1日)の時点で、住民基本台帳または外国人登録原票に登録していることとなっています。そのため、DV から逃れるために住民登録を移動せずに転居した人などが、市町内に居住し生活の実態があるにもかかわらず受給できません。

そこで多くの市町では、独自の事業として、上記のような DV 避難者や、その他の事情で住民登録のない住民に対して定額給付金と子育て応援特別手当の相当額を支給する事業を実施しました。

この調査は、市町ごとに独自事業を実施したか否か、受給者はどれくらいあったのか等を調べます。回答は取りまとめて報告書とし、ご協力いただいた方にお返しすると同時に、総務省へも報告します。

実施しなかった市町の方もその旨のご回答をお願いします。ご協力よろしくお願いいたします。

兵庫県芦屋市議会議員 中島かおり

川西市議会議員 小西佑佳子

右ページ欄外の説明をご参照のうえ、調査票の各欄にご記入ください。

記入していただいた調査票は、用紙中央で切って A4サイズにし、小西までファクシミリでご送信ください。締め切りは1月末を目安にお願いします。

記入例(川西市の場合)

府県名	兵庫県	川西市	人口	16万人
①	名称	川西市 DV 被害者等救済給付金		
②	給付対象者	DV 避難者と同伴者	無国籍者	
③	支給金額			
	定額給付金にあたる給付金	12, 000円/20, 000円	同	
	子育て応援特別 手当にあたる給付金	36, 000円	同	
④	予算	428, 000円		
⑤	財源	地域活性化・経済危機対策臨時交付金		
⑥	担当課	参画協働・相談課	福祉政策課	
⑦	市外登録	可	－	
⑧	申請期間	2009年9月1日～12月28日	同	
⑨	受給者数			
	おとな	1	0	
	子どもと高齢者	1	2	
	うち子育て応援特別手当給付 対象者	0	0	
⑩	執行額	72, 000円(予定)		

DV 避難者等への定額給付金独自事業 調査票

府県名	市町名	人口(概数)	万	千人
① 名称				
② 給付対象者				
③ 支給金額				
定額給付金にあたる 給付金				
子育て応援特別手 当にあたる給付金				
④ 予算				
⑤ 財源				
⑥ 担当課				
⑦ 市外登録				
⑧ 申請期間				
⑨ 受給者数				
おとな				
子どもと高齢者				
うち子育て応援特別手 当給付対象者				
⑩ 執行額				

説明

- ①名称:市町独自の事業名称を記入してください。実施しなかった市町は「実施せず」と記入してください。
- ②給付対象者:DVで避難している人の他に、給付対象者があれば記入してください。
- ③支給金額:定額給付金にあたる給付金、子育て応援特別手当(20年度版)にあたる給付金、それぞれの給付金額を記入してください。
- ④予算:事務費を除いた予算額を記入してください。給付対象者ごとに予算が決まっている場合は欄を分けて記入してください。
- ⑤財源:事業の財源を記入してください。
- ⑥担当課:申請の相談などを取り扱う担当課を記入してください。
- ⑦市外登録:基準日での住民登録の住所と、申請時の住所が同一市町内でなくても給付できるかどうかを尋ねます。基準日の住民登録が他市町である場合、実際に住んでいる貴市町で給付申請ができる場合は「可」、できない場合は「不可」と記入してください。
- ⑧申請期間:この事業にかかる申請受付期間を記入してください。
- ⑨受給者数:実際に受給した人数を、給付対象者ごとに記入してください。
- ⑩執行額:給付した総額を記入してください。

2009年 5月〇〇日

総務大臣 鳩山邦夫様

兵庫県芦屋市議会議員 中島かおり
兵庫県川西市議会議員 小西佑佳子

DV避難者が定額給付金等を受給できるよう 手当していただきたいお願い

給付金の目的は生活支援と地域経済活性化

定額給付金と子育て応援支援金の給付が市町村で始まっています。この文では定額給付金と子育て応援支援金をまとめて「給付金」と表現します。この給付金の目的は、生活支援と地域経済の活性化、そして子育て支援です。市区町村でも、なるべく早く住民の元へ届くよう努力し、また、なるべく地元で消費するよう、それぞれの地域で工夫しています。

DV避難者は全国に普遍的に存在し、 DVの再発を恐れるため住民票を移転できない

さて、DV(ドメスティック・バイオレンス)というものがあります。配偶者からの暴力に苦しむのは主に女性です。DVは加害者の側から自発的に止むことはめったにないため、暴力のない安心できる生活をするためには、暴力の責任のない被害者の側が決心して、力を振り絞らなくてはならないこととなります。子どもとともに新しく住居を移し、やっとの思いで逃れた人は全国各地に普遍的に存在しています。大都市にも、郊外にも、農山漁村にも存在します。実家に身を寄せている人もたくさんいます。このような人たちをこの文中では、DV避難者と呼ぶことにします。

加害者の多くは、相手が逃げると、もとの暴力による支配関係を継続させようとして、執拗に探します。このため、住民票は同じ世帯の一員であろうと容易に開示されてはいけませんし、そのように仕組みができました。それでも尚、加害者に知られるのを恐れるため、新しい住居に移っても、住民票を移転しないDV避難者は多いのです。いつ何時、何かの拍子で加害者に知られると、また生活が崩壊するという恐怖をいつまでも感じているからです。実際に手違いで加害者に移転先を開示してしまった事例もあります。離婚して自立生活が安定してからもお、さまざまな不都合があるにも関わらず、住民票を移転できない被害者は数知れません。それほど加害者に現在の居場所を知られること、加害者と接点を持つことを恐れているのです。

DV防止法施行以前に避難した人でも、住民票を移転できない場合は多い

DV防止法は2001年に施行されました。それ以降は市区町村でDV被害相談にものってくれるようになりましたし、まだまだ不十分とはいえ、地方自治体でも支援がより受けやすくなりました。し

かし、法施行以前から DV で苦しむ被害者は多くいましたし、避難した人も多くいます。DV による被害は、安全な住まいに避難したから、または何年もたったからといって癒されるものではありません。心に受けた傷や恐怖が回復するのは、年数の問題ではありません。避難して、離婚も成立し、自立生活を営んで、十何年も経つけれど、また、実生活上不便や不都合は多いけれど、それでも住民票を移転することを躊躇する被害者が数多く存在します。DV で罰せられ改心する加害者は稀なため、加害者が生存していること自体が、被害者に恐怖を抱かせるのです。

給付金は住基台帳がもととなるので、事実上DV避難者は受給できない

今般の給付金は、今年2月1日付けで市区町村の住民基本台帳と外国人登録原票に記載されている人が対象となっています。

先述のような DV 避難者の住民票は移転せずに元のままですから、その人は DV 加害者とともに世帯を構成しており、多くの場合、加害者が世帯主となっています。そちらでは給付対象となりますが、逃れていった先の住居では、給付の対象ではないということになります。

移転先を加害者に知られないように最大限注意を払わなくてはならない DV 避難者は、加害者が受給するであろう給付金を、加害者と連絡をとって、加害者から受け取ることは現実的にはできません。

1月末の大臣答弁に当事者や支援者は大いに期待

鳩山邦夫総務大臣は1月26日、参議院予算委員会で、DV 避難者について、「どうしても住民登録ができない場合、20年度二次補正予算案で成立する地域活性化・生活対策臨時交付金を充ててくださいと、(市区町村に)要請できる」旨の答弁をなさいました。

DV 避難者や支援者たちは、この答弁に大いに期待しました。

実際の運用では、受給できないことになった

しかし、3月に実際に市区町村での手続きとして具体化した時点では、地域活性化・生活対策臨時交付金は、建物の長寿化耐震化や道路整備などに用途が限定され、DV 避難者のために使われる余地はありませんでした。

給付金のほうでも、地域活性化のほうでも、住民票のない住民のことはすっぱり抜けていました。これは国民の期待を裏切るものです。

総務省は定額給付金を受給したければ、住民票を移せばよいと言わんばかりです。そう簡単に住民票を移すことができないのは、前に述べた通りです。給付金が欲しければ、住民票を移さないという考えは横暴で、DVの暴力のひどさや被害者の恐怖心を過小評価するものです。

また、1月末の時点では避難者も受給できると期待をもたせておいて、実際の手続きが3月末に

始まってみると、「住民票がなければ支給できません、基準日は2月1日でした」ということになりました。仮にこの機会に住民票を移そうと決意した人がいたとしても、間に合わなかったことになります。いずれにしても受給できないのです。

DV避難者に不支給では、給付金の目的を果たしていない

DV 避難者は生活再建ができると、新しい住居で家賃を払い、仕事をして生活して、税金を払って地域経済に寄与します。子どもは地域の学校に行き、地域コミュニティの中で生活しています。生活の実態がそこに存在するにもかかわらず、給付を受けられません。これでは生活支援と地域経済活性化という政策の目的を果たしていないと言わざるを得ません。

DV避難者は離婚が成立するまでが一番生活が大変で、お金を必要としている

DV 被害者は、暴力から逃れて自活し、離婚が成立するまでの間が、精神的にも経済的にも、最も苦しいと言います。暴力による心身への傷が未だ癒えない中、それでも自分と子どもの幸せを願って、自らを励まして、自立して生活を営みます。離婚が成立するまで母子家庭としての支援は受けられません。多くは調停や裁判を経て離婚が成立して、母子家庭と認められるまで、何ヶ月も、何年もかかるのです。この間に加害者から婚姻費用や子の養育費を受け取れる被害者はごく稀です。もともと女性の経済力が弱い日本の社会で、暴力の被害によって働くこともできなくなり、収入も途絶えます。自立支援のために、住居とお金がDV避難者から最も求められています。

加害者である世帯主が全世帯分を受給するのは理不尽

そもそもなぜ、被害者の側がそれまでの生活を捨てて逃げなくてはいけないのか。暴力の責任を負うべきは加害者なのに、当人はそれまでと同じ家に住み、同じ仕事をして、同じ生活を続けることができます。このような理不尽な思いを DV 避難者はずっと抱えています。

その上、国から給付されるお金は、元の家に残った加害者が、避難者たちの分も手に入れるのです。

この矛盾は到底納得できるものではありません。

4月下旬には、横浜市と川崎市に対して加害者である世帯主に一括支給の差し止めを求める仮処分を横浜地裁に申請されました。

一部の市区町村では独自に給付

久留米市をはじめとして、横浜市や神戸市、鹿児島市などではDV避難者にも給付できるよう、独自の取り組みをしているところもあります。財源は主に一般財源、一部ではこの給付金からの寄付を利用する市区町村もあるようです。

DV防止法では被害者の自立支援を国の責務と定めている 全国どこの市区町村でも受給できるようにすべき

このような市区町村は、普段からのDV被害者支援が充実しているところのように見受けられます。しかしDV防止法によって被害者の自立の支援を責務としている我が国において、市区町村によって対応が異なるのはおかしいのではないのでしょうか。

また独自に給付する市区町村は人口も財政規模も比較的大きな都市ですが、地方財政が苦しい折、独自財源を確保できない市区町村も多数あるでしょう。

DV避難者は全国に普遍的に存在しています。国の施策として公平に実施する必要があります。

早急に手当てすることを要望

①DV避難者が受給できるよう補正予算に組み入れる

②DV避難者であることを確認する手続きの例を示す

DV防止法施行以前の避難者にも配慮を

鳩山総務大臣におかれましては、1月時点での答弁の内容を実施すべく、避難先での住民票のないDV被害者が、定額給付金および子育て応援支援金を受給できるよう、21年度の補正予算に組み入れ、市区町村に交付されますよう、要望します。また合わせて、DV避難者への対応に不慣れな市区町村もあることから、その人が避難先での住民票がないDV被害者であることを確認するための手続きの例を示してください。その際にはDV防止法施行以前の避難者にも対応できるよう、きめ細かい配慮をしてください。

給付申請の期限は、早い市区町村では、今年9月に迫っています。早急に手当するようお願いいたします。